

# 青森県報

第二千七十七号

平成十四年九月二十四日(火曜日)

平成十四年九月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

## 目 次

### 告 示

字の区域及び名称の変更……………(市 興町 課村) …… 一

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則  
 第三条第二項の規定により知事が指定する採捕の数量等の  
 報告者の使用に係る入出力装置……………(水産振興課) …… 六

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) …… 六

建設業者の許可の取消し……………(八戸 県土 整備事務所) …… 八

右 同……………(鯹ヶ沢 県土 整備事務所) …… 八

## 告 示

青森県告示第四百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十四年十月二十六日からその効力を生ずるものとする。

町 名	住居表示実施前の町名等
東白山台一丁目	大字沢里字上沢内の一部 大字沢里字古宮の一部 大字沢里字湯浅屋新田の一部
東白山台二丁目	大字沢里字上沢内の一部 大字沢里字古宮の一部 大字沢里字湯浅屋新田の一部 大字根城字丹後平の一部 大字根城字丹後谷地の一部 大字根城字白山平の一部 大字田面木字毛勝窪の一部
東白山台三丁目	大字沢里字湯浅屋新田の一部 大字根城字丹後平の一部 大字根城字白山平の一部 大字田面木字毛勝窪の一部 大字田面木字田面木平の一部 大字田面木字長者森の一部 大字田面木字南沢の一部

北白山台六丁目	北白山台五丁目	北白山台四丁目	北白山台三丁目	北白山台二丁目	北白山台一丁目	東白山台四丁目
大字田面木字南沢の一部 大字田面木字長者森の一部 大字田面木字田面木平の一部	大字田面木字南沢の一部 大字田面木字長者森の一部 大字田面木字田面木平の一部 大字根城字白山平の一部 大字根城字丹後平の一部 大字沢里字湯浅屋新田の一部	大字田面木字前平の一部 大字根城字白山平の一部 大字沢里字湯浅屋新田の一部 大字根城字白山平の一部	大字田面木字長者森の一部 大字田面木字前平の一部 大字根城字白山平の一部 大字沢里字湯浅屋新田の一部	大字田面木字長者森の一部 大字田面木字前平の一部 大字根城字白山平の一部 大字根城字内沢の一部 大字根城字白山平の一部 大字田面木字鷲窪の一部 大字田面木字長者森の一部 大字田面木字前平の一部	大字根城字古宮の一部 大字沢里字湯浅屋新田の一部 大字根城字牛ヶ窪の一部 大字根城字大久保の一部 大字根城字白山平の一部	大字根城字丹後平の一部 大字根城字丹後谷地の一部

西白山台四丁目	西白山台三丁目	西白山台二丁目	西白山台一丁目	南白山台三丁目	南白山台二丁目	南白山台一丁目
大字坂牛字上沢の一部 大字坂牛字笹ノ沢頭の一部 大字坂牛字下鳥ノ木沢の一部	大字坂牛字上沢の一部 大字田面木字鳥木沢の一部 大字田面木字田面木平の一部 大字田面木字鳥木沢の一部 大字田面木字上沢の一部	大字坂牛字中沢の一部 大字坂牛字徳良窪の一部 大字田面木字十文字平の一部 大字坂牛字上沢の一部	大字田面木字南沢の一部 大字田面木字田面木平の一部 大字田面木字盲堤沢の一部 大字坂牛字上沢の一部	大字根城字笹子の一部 大字根城字丹後平の一部 大字田面木字田面木平の一部 大字田面木字鳥木沢の一部	大字田面木字毛勝窪の一部 大字田面木字田面木平の一部 大字田面木字鳥木沢の一部	大字根城字笹子の一部 大字根城字丹後平の一部 大字根城字丹後谷地の一部 大字田面木字毛勝窪の一部 大字田面木字田面木平の一部

西白山台六丁目	西白山台五丁目
大字田面木字鳥木沢の一部 大字坂牛字上沢の一部 大字坂牛字笹ノ沢頭の一部 大字坂牛字妻ノ神の一部 大字坂牛字下鳥ノ木沢の一部	大字田面木字田面木平の一部 大字田面木字鳥木沢の一部 大字田面木字葦窪の一部 大字坂牛字妻ノ神の一部 大字坂牛字下鳥ノ木沢の一部





青森県告示第四百五十一号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年十二月青森県規則第百十一号）第三条第二項の規定に基づき、採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置を次のように指定する。

平成十四年九月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所
岩崎村漁業協同組合	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂三七〇の一
舩作漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字鱸作字下清滝一二四の一先
深浦漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地内埋立地
風合瀬漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四五の七先
大戸瀬漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一
鱈ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鱈ヶ沢町大字本町二〇〇
下前漁業協同組合	北津軽郡小泊村字下前二〇七の一
小泊漁業協同組合	北津軽郡小泊村字大山長根二二八
竜飛漁業協同組合	東津軽郡三厩村大字字鉄字竜浜一
三厩村漁業協同組合	東津軽郡三厩村大字本町九
今別町西部漁業協同組合	東津軽郡今別町大字今別字今別一一三の三
今別町東部漁業協同組合	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一
平館村漁業協同組合	東津軽郡平館村大字今津字尻高一五の三地先
蟹田町漁業協同組合	東津軽郡蟹田町大字中師字宮本一四七
蓬田村漁業協同組合	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二二七
後潟漁業協同組合	青森市大字六枚橋字磯打二二一
野辺地町漁業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地四七八
横浜町漁業協同組合	上北郡横浜町字下川原一一二の一

川内町漁業協同組合	下北郡川内町大字川内字川内四三四の一
脇野沢村漁業協同組合	下北郡脇野沢村大字脇野沢字本村無番地
佐井村漁業協同組合	下北郡佐井村大字佐井字糠森一二四の二五
奥戸漁業協同組合	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一七三先
大間漁業協同組合	下北郡大間町大字大間字下手道五九の三
蛇浦漁業協同組合	下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦九六
易国間漁業協同組合	下北郡風間浦村大字易国間字新町四六
下風呂漁業協同組合	下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七
大畑町漁業協同組合	下北郡大畑町大字大畑字湊村一九一
関根浜漁業協同組合	むつ市大字関根字前浜一四三
石持漁業協同組合	下北郡東通村大字蒲野沢字石持四二
野牛漁業協同組合	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五一
岩屋漁業協同組合	下北郡東通村大字岩屋字往来一五〇の八
尻屋漁業協同組合	下北郡東通村大字尻屋字山根六一の二
尻労漁業協同組合	下北郡東通村大字尻労字尻労九
小田野沢漁業協同組合	下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の一〇
白糠漁業協同組合	下北郡東通村大字白糠字向流一〇九
泊漁業協同組合	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九三の二
六ヶ所村海水漁業協同組合	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附二二四九
三沢市漁業協同組合	三沢市港町一丁目一
八戸漁業協同組合連合会	八戸市大字白銀町字三島下九五
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による

大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町字笹田川久保二七の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也 外六者

四 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の施設方法に関する事項	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 （年間一日午前五時、 年間三日午前八時、 年間三日午後十時） 閉店時刻 午後十時	イオン株式会社 二十四時間営業	平成 一四・九・三
来客が駐車するに利用する時間帯	第一駐車場 午前八時四十五分（年 間一日午前五時四十五 分、年間三日午前七時 四十五分）から午後十 時十五分まで	第二駐車場 二十四時間	"
	第二駐車場 午前八時四十五分（年 間一日午前五時四十五 分）から午後十時十五 分まで	第二駐車場 二十四時間	"

分、年間三日午前七時 四十五分）から午後十 時十五分まで	第三駐車場 午前八時四十五分（年 間一日午前五時四十五 分、年間三日午前七時 四十五分）から午後十 時十五分まで	第三駐車場 午前六時から午後九 時まで
------------------------------------	---	---------------------------

五 届出年月日

平成十四年九月十一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び七戸町役場

2 期間

平成十四年九月二十四日から平成十五年一月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年一月二十四日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年九月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 小泉電気

二 氏名 小泉 智英

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字下亀子谷地二八の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一七五二五号

五 取消年月日 平成十四年九月五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年九月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年九月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社水口建設

二 代表者の氏名 水口 忠彦

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島二八五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第八五九三号

五 取消年月日 平成十四年九月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年九月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭